

議会運営委員会

日 時 平成 2 7 年 2 月 2 3 日 (月) 午前 1 0 時 ~
場 所 第 3 委員会室

1 平成 2 7 年 3 月亀岡市議会定例会について

(1) 招集告示 2 月 2 3 日 (月) 告示第 1 5 号

(2) 開 会 3 月 2 日 (月)

2 3 月定例会提出議案の概要説明

(1) 概要 別添

3 3 月定例会日程案 【別紙 NO.1】

(1) 一般質問通告期限 3 月 2 日 (月) 正午

(2) 請願書提出期限 3 月 2 日 (月) 午後 5 時

(3) 質疑通告期限 (当初提案議案分)

3 月 1 1 日 (水) 一般質問終了時

(4) 討論通告 (3 月 16 日採決分) 3 月 1 3 日 (金) 常任委員会終了時

(5) 意見書等提出期限 3 月 2 3 日 (月) 正午

(6) 討論通告 (閉会日採決分) 3 月 2 4 日 (火) 午後 4 時

4 開会日 (3 月 2 日) 本会議議事日程について

(1) 議事日程

諸報告 (監査、理事者出席要求)

第 1 会議録署名議員指名 (酒井議員、小川議員)

第 2 会期決定

第 3 第 1 号議案から第 6 0 号議案まで (提案理由説明) 施政方針演説

第 4 議第 1 号議案

5 議第1号議案について

(1) 委員会条例の一部改正【別紙 NO. 2】

(2) 発議者

(3) 審議

・提案 2日(月)開会日

提案理由説明・質疑・付託を省略

・議決 25日(水)閉会日

6 一般質問について

(1) 質問時間について

< 3月定例会 >

質問配分時間(答弁時間含まず)

< 先例 >

○代表質問 1会派 40分

○個人質問 1人20分会派に割り当て(1人30分上限)

会派順及び個人質問会派配分時間

新清流会	(8人)	分
------	------	---

共産党議員団	(3人)	分
--------	------	---

緑風会	(3人)	分
-----	------	---

公明党議員団	(2人)	分
--------	------	---

会派に属さない議員	各	分
-----------	---	---

< 3月以外の定例会 >

質問配分時間(答弁時間含む)

< 先例 >

○個人質問 1人45分

(2) 一般質問日程

10日(火)代表質問

11(水)～13日(金) 個人質問

質問者数17人以下の場合は11・12日のみ

(3) 一般質問通告書について

○記入について【別紙 NO. 3】

会派内調整（重複等）

7 3.11 黙祷について

- 3月11日（水）午後2時46分 東日本大震災被災者追悼
（一般質問2日目）

8 予算審査について

(1) 審査体制

- ・ 委員会
- ・ 設置日 3月12日(木)又は13日(金) 一般質問終了後
- ・ 委員数 人
- ・ 委員選出(特別委員会の場合) 会派割当て人数
 - 新清流会 (11人) 人
 - 共産党議員団(4人) 人
 - 緑風会 (4人) 人
 - 公明党議員団(3人) 人
 - 会派に属さない議員(2人) 人

委員選出届期限 3月2日(月) 午後5時

(2) 審査

- ・ 審査・日程案【別紙№4】
- ・ 審査資料「施策の概要」2月26日配付予定

9 市民憲章の唱和について

1 0 陳情・要望について

- (1) 41 老人医療費助成制度 老 の維持、拡充に関する陳情書【別紙№ 5】
- (2) 地球社会建設決議に関する陳情書（議長供覧）

1 1 議案の提出について

○提出者と賛成者数について【別紙№ 6】

1 2 6月定例会日程案について

- 会期 6月8日（月）～25日（木）
- 一般質問 6月18日（木）・19日（金）・22日（月）
- 常任委員会 6月23日（火）＜同時開催＞

1 3 その他

- ・議場内撮影許可申請
- ・本日の会議予定

議運終了後	幹事会
14:00～	会派会議
15:30～	広報広聴会議

平成 2 7 年 3 月 亀岡市議会定例会日程（案）

会期：24日間

日	曜日	会 議 等	備 考
2/23	月	定例会招集告示、議運	幹事会、会派会議
24	火		
25	水		
26	木		
27	金		
28	土		
3/1	日		
2	月	定例会開会 < 一般質問通告期限：12:00、請願書提出期限：17:00 >	
3	火		
4	水		
5	木		
6	金		
7	土		一般質問 順 序 未定
8	日		
9	月		
10	火	一般質問（代表）	
11	水	一般質問（個人）、議運 < 質疑通告期限：一般質問終了時 >	幹事会
12	木	一般質問（個人）	
13	金	一般質問（個人）予備日、本会議（追加議案提案） 予算特別委員会、3 常任委員会 < 討論通告期限：委員会終了時 >	
14	土		
15	日		
16	月	3 常任委員会、議運 本会議（補正予算採決）	幹事会、会派会議
17	火	予算特別委員会	
18	水	予算特別委員会	
19	木	予算特別委員会	
20	金	予算特別委員会	
21	祝土	春分の日	
22	日		
23	月	予算特別委員会 < 意見書提出期限：12:00 >	
24	火	委員会予備日、議運 < 討論通告期限：16:00 >	幹事会、会派会議
25	水	予算特別委員会、常任委員会、議運、定例会閉会	幹事会、会派会議

一般質問が 3 日間の場合：12 日（木）一般質問終了後、本会議（追加議案提案）及び予算特別委員会

議第 1 号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例(昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 0 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(旧教育長に関する経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 2 6 年法律第 7 6 号)附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長が同項の規定により在職する場合においては、この条例による改正後の亀岡市議会委員会条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(出席説明の要求) 第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	(出席説明の要求) 第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

< H 2 7 . 3 > 予算特別委員会審査日程(案)

日	予定時刻	項目
【1】 3月17日(火)	10:00	あいさつ
	10:10	審査 (執行部説明、質疑、委員間討議)
【2】 3月18日(水)	10:00 ~	〃
【3】 3月19日(木)	10:00 ~	審査 (執行部説明、質疑、委員間討議)
	16:45 ~	現地視察検討
【4】 3月20日(金)	10:00 ~	審査 (執行部説明、質疑、委員間討議)
	13:00 ~	市長質疑項目決定・討議
	(15:00 ~)	(現地視察)
【5】 3月23日(月)	10:00	市長質疑
	13:00	会派会議
	14:00	討論・採決

・市長質疑項目の執行機関送付は3月20日(金) 15:00の予定

議案の提出について

< 最小必要人数 >

	定数改正前	定数改正後
議案区分	提出者 + 賛成者	提出者 + 賛成者
団体意思	3 人	2 人
機関意思	3 人	3 人

団体意思の決定を求める議案（条例、修正）

< 地方自治法第 112 条 > 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成がなければならない。

3 省略

賛成者に提出者を含む（定数 × 1 / 12 以上）

機関意思の決定を求める議案（意見書、決議）

< 会議規則第 14 条 > 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第 112 条第 2 項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

提出者（1 人以上） + 賛成者（2 人以上）

【参考】平成 11 年地方治法改正（H 12 . 4 施行）

○ 団体意思決定議案の提出要件 8 分の 1 12 分の 1

< 改正の趣旨 >

地方分権推進委員会第 2 次勧告（H9 . 7 . 8）を受け、地方議会の活性化を目指し議会機能の強化を図るため、議案提出要件を緩和

改正案

【1 案】改正しない

議案区分	提出者 + 賛成者
団体意思	2 人
機関意思	3 人

< 注意 >

法的拘束力を持つ団体意思決定議案より、機関意思決定議案の方が提出要件が重いのは適当でない。（「議会運営の実際 1」野村稔著）

【2 案】定数改正前と同じにする

議案区分	提出者 + 賛成者
団体意思	3 人
機関意思	3 人

< 注意 >

法的には団体意思決定議案は 2 人であり、3 人とする法的な整理はできず申合せとなる。前記自治法改正の趣旨からの検討も必要である。

【3 案】改正する

議案区分	提出者 + 賛成者
団体意思	2 人
機関意思	2 人

< 注意 >

提案の乱発につながることもある。会議規則の改正が必要。